

大谷地域における夜間景観魅力創出事業業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務名称

大谷地域における夜間景観魅力創出事業業務

2 業務目的

大谷地域において、夜間における市民や観光客の来訪を誘い、年間を通して恒常的に、かつ、将来にわたり継続的な賑わいを創出できるよう、地域が有する特異な景観や歴史・文化的資源ならではの雰囲気を生かしたライトアップ等の演出・イベントを企画し、実施するもの

3 履行期間

本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

4 企画提案上限

本業務の企画提案上限額は、下記のとおりとする。ただし、地方消費税を含むものとする。

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は、本仕様書に定める事項を遵守するものとする。
- (2) なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

2 企画提案業務

企画提案の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 業務体制の整備

- (1) 受託者は、本業務が本市の将来にわたる発展につながる重要な事業を支えるものであることを十分に理解し、適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、常に委託者と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとする。
このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (4) 受託者は上記の業務体制について役職、担当業務、担当者名などを明確にしたうえで、委託者に報告するものとする。

4 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
また、本業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

5 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、第三者の商号又は名称その他必要な事項を委託者に通知し、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

6 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとする。
また、委託者から貸与を受ける資料については、そのリストを提出し、業務完了とともに返却することとする。
なお、業務完了前においても委託者から返却の要求があった場合は、速やかに返却するものとする。

7 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく委託者に報告するものとする。

8 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時、及び随時、必要に応じて行うものとする。

9 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって委託者へ報告するものとする。

10 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、電子データ等の媒体（CD-ROM等）で提出できるものは、電子データ等の媒体で提出すること。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 報告書 | 一式 |
| (2) 機材等 | 一式 |
| (2) その他、関係資料 | 一式 |

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、委託者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
業務工程表、業務主任担当者届、課税事業者届出書
- (2) 業務完了時
業務完了届、成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

12 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは速やかに業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

1 3 権利関係

本業務に基づく成果品に係る著作権等の権利は、原則、委託者に帰属するものとし、委託者の承諾のもと、他の関係機関、団体、事業者等が当該成果物等を使用する場合、受託者はこれを承諾するものとする。

1 4 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記するものとする。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあたっては、Microsoft Office 2019 あるいはこれと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 提案及び実施を求める事業内容

(1) ライトアップ等の実施

ア 対象箇所 ※別紙1参照

以下の箇所を必ず提案箇所に含めることとする。

- ・ 大谷公園
- ・ 大谷景観公園
- ・ センニン洞
- ・ 遠見崎
- ・ 稲荷山
- ・ その他、公園内の装飾や空間づくり、主要な観光資源をつなぐ河川敷や大谷観音線の沿道空間等の来訪者の誘導動線部分については、イルミネーション資材や蓄電式機材による演出などを追加で提案すること。

イ 実施内容

- ・ 各箇所においてライトアップの対象とする奇岩や岩肌について、それぞれの特徴を生かし、より魅力的に見せることのできる照射角度や範囲、実施方法とすること。
- ・ ライトアップ実施に必要な電線の引込工事（配線等）について、施工や管理の効率性及び周辺景観との調和を考慮した方法とすること。

ウ 実施期間（想定）

- ・ 点灯期間：令和8年8月1日から令和9年3月31日までの金土日祝日
- ・ 点灯時間：おおむね17時から22時まで

※ 点灯の時間帯や日数は、地域との意見交換結果などを踏まえ、市と協議の上決定すること。

エ 使用可能な電気設備 ※別紙2参照

- ・ 「大谷公園」については、別紙2に記載の分電盤に子メーターを設置し、電気を供給すること。
- ・ その他分電盤がない、または使用できない箇所については、付近の電柱から引込柱及び子メーターを設置し、電気を供給すること。
- ・ 電気の供給工事にあたっては、関係機関への申請等の必要な手続きを適切に行うこと。

【提案を求める事項①】

- ・ 来訪者の回遊性向上及び滞在時間延長につながるライトアップの演出方法
- ・ 機材の設置にあたって、景観や歩行者動線に配慮した配線の工夫

(2) ライトアップ等の実施効果を高めるイベントの実施

ア 実施内容

- ・ 季節の変化や大谷地域への観光客等の来訪動向を捉えた、集客力の向上や地域内の回遊促進につながるイベントとすること
- ・ イベントの企画にあたっては、ライトアップとの一体感を持たせるとともに幅広い来訪者が参加しやすい内容とすること

イ 実施期間・回数

- ・ 1-(1)のライトアップ実施期間中に、開催月を分けて、3回/6日間以上の実施すること

※ 具体的な実施日程は、地域との意見交換結果などを踏まえ、市と協議の上決定すること

月	8月		9月	10月	11月		12月	1月		2月	3月
日	1日	2日	—	—	14日	15日	—	16日	17日	—	—
曜日	土	日	—	—	土	日	—	土	日	—	—
例1	イベント①				イベント②			イベント③			
	ライトアップ事業実施										

月	8月	9月		10月	11月			12月	1月	2月	3月
日	—	19日	20日	—	21日	22日	23日	—	16日	—	—
曜日	—	土	日	—	土	日	月祝	—	土	—	—
例2		イベント①			イベント②				イベント③		
	ライトアップ事業実施										

【提案を求める事項②】

- ・ 話題性のあるイベントや来訪者が明確な来訪目的をもてるような企画内容(3回分)

(3) 事業の周知等 【提案を求める事項】

- ・ 本事業が広く認知され、多くの方が来訪するよう、多様な媒体や手法を用いた広報・情報発信方法

2 事業実施にあたっての留意事項

(1) ライトアップについて

- ・ 本事業の実施に要するライトアップ機材等は、原則として購入により整備するものとし、本業務終了後は、成果品として、市に帰属すること。また、今後地域事業者等が機材を活用することを踏まえ、取扱が複雑な機材等は導入しないこと。必要に応じて、使用等に係るマニュアルを作成すること。
- ・ 電気工事費や電気使用料など、本事業の実施に必要な一切の経費については、受託者が負担するものとし、当該業務委託料に含むこと。
- ・ ライトアップ機材の点灯については、明暗センサーやタイマー式による方法を取ることを。
- ・ 事業開始後、土地所有者の同意を得られない場合は、市と協議し、他の実施可能箇所やイベントの実施内容を充実させること。
- ・ 岩肌や奇岩の見え方や位置関係などそれぞれの特性や親和性を考慮し、来訪者の回遊促進及び滞在時間の延長につながる構成とすること。
- ・ ライトアップ機材等の設置に当たっては、歩行者及び公園利用者等の通行や利用の妨げとならない配置とし、盗難、破損、転倒、漏電、火災等の事故防止対策を講じるなど、安全を十分に確保すること。ライトアップ箇所は、国選定重要文化的景観の範囲であることから、重要な構成要素に直接機材等を設置しないこと。公園内に設置する際は、公園管理者等と事前に協議を実施すること。
- ・ 大谷公園及び大谷景観公園については、再整備事業中であることから、必要に応じて、機材等の移設が容易にできる配置計画・構造とすること。
- ・ 事業実施にあたっては、交通への影響、周辺住民に配慮し、光害や過度な照度とならないようにすること。
- ・ 大谷地域は、景観形成重点地区であることから、その基準等を遵守すること。

(2) イベントについて

- ・ 大谷地域の回遊や消費行動が促進できるよう、地域の事業者や団体等と連携できる内容とすること。
- ・ 安全管理体制を整備するとともに、騒音対策、交通動線整理、周辺住民及び周辺環境への配慮を行うこと。
- ・ 大谷公園・大谷景観公園でイベント実施する場合は、公園管理者等と事前に協議を実施すること。
- ・ 必要な許認可等の取得については市と協議の上、適切に対応すること。
- ・ 水道光熱費など本事業の実施に必要な一切の経費については、受託者が負担するものとし、当該業務委託料に含むこと。
- ・ 市が月1回程度開催する、大谷地域の関係団体等との意見交換に適宜同席し、出た意見を踏まえながら実施内容を検討・調整すること。

(3) 事業の周知等について

- ・ 情報発信に当たっては、開催前の事前告知だけでなく、開催期間中の継続的な発信や、来訪者による拡散を促す仕掛けを取り入れるなど、話題性の創出及び

誘客効果の最大化に努めること。

(4) 実施体制

- ・ 本事業の実施に当たり設置する設備や機材等の管理・運営は、受託者の責任において行うこととし、事業実施期間中に生じた不測の事態や市民等からの問い合わせ等に円滑かつ適正に対応できるよう、必要な体制を整えること。
- ・ 本事業の継続実施を見据えた設備や機材等の設置場所や設置方法を検討し、市及び地域関係団体との連携を密にしながら事業を進めること。

(5) その他

- ・ 受託者は、業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- ・ 提案した事業が正式に決定された後、速やかに具体化できる提案とすること。
- ・ 本業務に要する経費については仕様に定められているものを除き、関係法令に基づく各種申請・作成に伴う費用、印刷に伴う費用、発信に伴う費用に加え、使用料や謝礼など、必要と思われる一切の費用を含めて見積もるものとする。
- ・ 企画提案に要する費用は、すべて提案者が負担するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の一部を下請業者に発注しようとするときは、原則、市内業者から選定するよう努めるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定するものとする。